

財務省告示第六四五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十五年度の初日から平成十五年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十五年十月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十五年度の初日から平成十五年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	二トン
四	一五、四 四トン
五	七 トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
二五七トン	四九トン	七、八四九トン	五五、四一二トン	二一、六八八トン	四六トン	二七二、四三三トン	六九二、一六九トン	二、九九八、七六トン	三、三八三トン	五、四二九トン	一、七八四トン	一四、六トン	トン	トン	一二トン

二九	九二九トン
二八	五二トン
二七	六、八四七トン
二六	八一六トン
二五	トン
二四	一四・二二トン
二三	二、七八トン
二三	七六トン
二二	二二、六二二トン